

議案第2号

長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

上記議案を提出します。

令和8年1月19日

長与町長 吉田慎一

提案理由

特別職の国家公務員の期末手当に係る改定に準じて、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるもの。

長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の報酬条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内扱)
- 3 改正後の報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬条例の規定による期末手当の内扱とみなす。